国 総 労 第 ７ 号
平成１９年5月２５日

（社）日本電設工業協会会長　殿

国土交通省総合政策局
労働資材対策室長

外国人の不法就労の防止について

標記については、「改正入管法の施行について」（平成２年５月２４日建設省経労発第１５号）、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成３年２月５日建設省経構発第２号）及び「外国人の不法就労の防止について」（平成４年６月１０日建設省経労発第４５号）において出入国管理及び難民認定法（入管法）を遵守するよう通達してきたところであるが、今年度も、政府全体として６月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、関係省庁において、それぞれ、外国人問題に関する啓発・指導等を実施することとしたので、貴団体においても傘下会員に対して、外国人の不法就労の防止について徹底が図られ、さらに入管法違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、周知方お願いする。

なお、外国人研修生及び技能実習生については、不法就労外国人労働者とは異なり、適法に入国し、研修を受けているものであり、国際協力の一環として開発途上国等へ我が国の技術・技能を移転するため、積極的に受入れを推進することとしているので、引き続きご理解とご協力をお願いする。

one point
ワンポイント解説

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」とは？

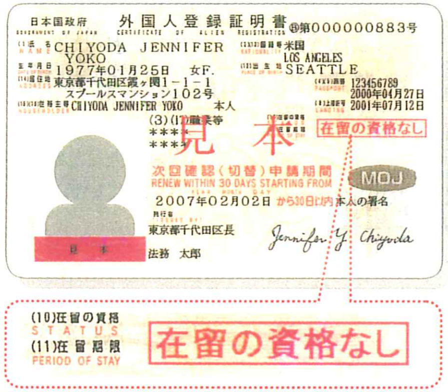

※平成17年6月1日以降交付分から新デザインへ順次変更されています。

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」

就労活動は禁止

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している**不法残留者**、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した**不法入国者**など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なし と記載されます（上の図を参照）。

在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続を受ける必要があります。

ルールを守って国際化

いろいろな国の人たちが日本を訪れ生活することは、国際的な相互理解の増進に役立ち、国際社会の中にある我が国にとってますます重要な意味を持つようになっています。私たちは「ルールを守って国際化」を合い言葉に「日本の中の世界」である外国人の皆様と上手に付き合っていきたいと思っています。

インフォメーションセンターの御案内

私たちは、出入国管理行政が少しでも皆様に理解され親しみやすいものになることを願っています。 入国管理局の仕事について御質問がありましたら、下記にお問い合わせください。また、インフォメーションセンターでは入国手続や在留手続等に関するお問い合わせにも応じております。

入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター

- 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20
TEL.022-298-9014
- 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
TEL.03-5796-7112
- 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9
TEL.045-651-2851～2
- 〒460-8582 愛知県名古屋市中区錦2-2-13
名古屋センタービル3階
TEL.052-223-7336～7
- 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17
TEL.06-6941-3701～2
- 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29
TEL.078-326-5141
- 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30
TEL.082-502-6060
- 〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1
福岡空港国内線第3ターミナルビル内
TEL.092-626-5100

ホームページについてのご案内

入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などをご案内しています。

入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/
（英語版、中国語版、韓国語版、及びポルトガル語版もあります。）

法務省 http://www.moj.go.jp/

ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL.03-3580-4111（代）

罰則があるのに…

働くことが認められていない外国人を雇った事業主や
不法入国を援助した人等に対して、
様々な罰則の適用があります。

ルールを守って国際化

外国人の不法就労防止にご協力ください。

現在でも不法滞在外国人は
約20万人（うち不法残留者は約17万人）にのぼると推定されます。
在留外国人の方々との合法的な実りある共生の実現のため各地域・企業で
外国人の在留資格が正しく運用されるよう
みなさんのご理解とご協力をお願いします。

法務省入国管理局
2007
不法就労外国人対策キャンペーン
入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/ 法務省 http://www.moj.go.jp/

Q&A

Q どのような問題が発生しているの？

A 不法就労する外国人の存在は、労働面だけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしています。また、不法就労している外国人自身も、搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど様々な被害を受けることがあります。これらは日本社会における重要な問題であり、今、適切な対応をとることが必要とされています。

Q 不法就労活動とは？

A 不法滞在者（不法入国者、不法残留者等）が働くことは、不法就労活動になります。また、働くことが認められない在留資格（「短期滞在」、「留学」、「就学」等）で在留する人や、働くことが認められている在留資格で在留する人でも認められている範囲を超えて働く場合特別な許可を受けないで働くことは、不法就労活動になります（入国管理局から資格外活動の許可を受けて当該許可の範囲内で行う活動は、不法就労活動にはなりません。）。

Q 不法残留者の数はどのくらい？

A 不法滞在者の圧倒的多数は、在留期間を超えて日本に滞在する人たちです。こうした不法残留外国人の数は、平成19年1月1日現在約17万人となっており、その大部分が不法就労していると見られます。法務省入国管理局では、平成18年に不法滞在者など約5万6千人に退去強制手続を執っており、このうち約4万6千人が不法就労に従事していました。

在留資格の確認を

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を！「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません！

❶ 2007年3月1日に

❷ 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で

❸ 在留期間90日を許可され

❹ 成田空港第2旅客ターミナルから上陸したことを意味しています。

在留資格には次のようなものがあり、個々の在留資格ごとに活動の内容が特定されます。

■就労が認められていない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学等の学生
就学	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	研修生
家族滞在	就労が認められる在留資格で在留する外国人等が扶養する配偶者・子

※資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができます。

■就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人 ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者 特定研究活動者等、同活動者等が扶養する配偶者・子

■身分・地位に基づく在留活動が認められるもの（活動に制限がないので就労も可能）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※「特別永住者」も活動に制限がありません。

■就労が認められる在留資格（活動が特定される）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府もしくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、フォトグラファー
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、 航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等

! 働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人等に対して、次のような**罰則の適用**があります。

働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業としてあっせんした人等（不法就労助長罪）

↓

3年以下の懲役・300万円以下の罰金

営利目的で集団密航者を入国・上陸させたり、上陸後の集団密航者を輸送したり、かくまった人等

↓

1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金

入管当局によって連れていかれることを免れさせる目的で、不法入国者・不法上陸者を援助したりかくまった人等

↓

3年以下の懲役・300万円以下の罰金

営利目的で他人の不法入国等の援助をするために、偽りその他不正の行為により旅券等の交付を受けた者、又は、同じ目的で偽変造旅券等を所持し、提供し、若しくは収受する者

↓

5年以下の懲役及び500万円以下の罰金

手続Q&A

Q 雇用していた外国人の在留資格を確認したら、不法残留であることがわかりました。どうすればいいですか。

A そのまま雇用を継続すると雇い主であるあなたが不法就労助長罪に問われるおそれがありますので、直ちに不法就労活動をやめさせて、最寄の地方入国管理局に出頭させてください。

不法残留者が次のいずれの要件も満たす場合には簡便な手続で自ら出国することができる**出国命令制度**があります。

- 速やかに出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭したこと
- 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- 入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役又は禁錮に処せられていないこと
- これまで強制送還されたり、出国命令により出国したことがないこと
- 速やかに出国することが確実と見込まれること

Q 留学生やその配偶者（在留資格「家族滞在」）をアルバイト職員として雇用することはできますか。

A 留学生、家族滞在者としての在留資格を有する方の場合、入国管理局から「資格外活動許可」を受けなければ働くことができません。また、許可を受けた場合においても、許可の範囲内でしか働くことはできません。本人が地方入国管理局長から交付を受けて所持している「資格外活動許可書」の内容をよく確認してください。

通常の場合は、　留学生・・・1週について28時間以内（学校の休み期間は1日について8時間以内）
　　　　　　　　就学生・・・1日について4時間以内

Q パスポートには在留資格「短期滞在」とありますが、本人は「入管から就労許可を得た」と言っています。雇用しても問題ないのでしょうか。

A 短期滞在の場合、特別な事情がない限り、基本的に資格外活動許可が与えられることはありません。「資格外活動許可書」を所持していることと、その内容をよく確認し、疑問があれば地方入国管理局に問い合わせてください。

Q 外国人登録証明書に記載されている「在留期限」は過ぎていますが、「次回確認（切替）申請期間」は2年後まであります。この人は、不法残留なのでしょうか。

A その後在留期間更新手続を行っているといった特別な事情がない限り、不法残留である可能性が高いと思われますので、パスポートで在留期間を御確認ください。

Q 「興行」の在留資格をもつ歌手やダンサーがホステスとして働いていますが・・・。

A 資格外活動（不法就労）に当たります。

「興行」の在留資格で接客に従事することはできません。

私たちは、出入国管理行政が少しでも皆様に理解され親しみやすいものになることを願っています。
入国管理局の仕事について御質問がありましたら、下記にお問い合わせください。

入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先　外国人在留総合インフォメーションセンター

〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL.022-298-9014
〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	TEL.03-5796-7112
〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9	TEL.045-651-2851～2
〒460-8582	愛知県名古屋市中区錦2-2-13　名古屋センタービル3階	TEL.052-223-7336～7
〒540-0012	大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	TEL.06-6941-3701～2
〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL.078-326-5141
〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL.082-502-6060
〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1　福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL.092-626-5100

ホームページについてのご案内

入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などをご案内しています。

入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/　法務省 http://www.moj.go.jp/

（英語版、中国語版、韓国語版、及びポルトガル語版もあります。）

ご不明な点がありましたら、下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局

〒100-8977　東京都千代田区霞が関1-1-1　TEL.03-3580-4111（代）

罰則があるのに…

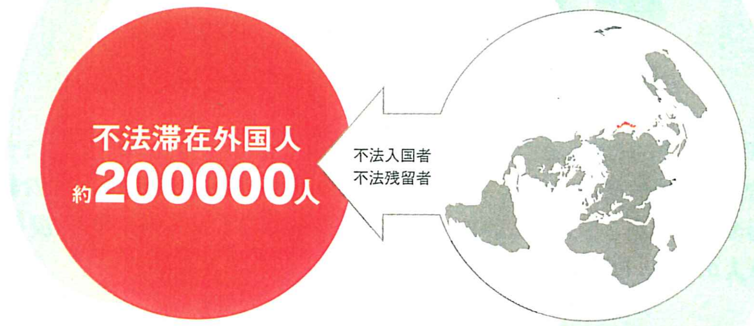

働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人等に対して、様々な罰則の適用があります。

ルールを守って国際化

外国人の不法就労防止にご協力ください。

現在でも不法滞在外国人は約20万人（うち不法残留者は約17万人）にのぼると推定されます。
在留外国人の方々との合法的な実りある共生の実現のため各地域・企業で
外国人の在留資格が正しく運用されるようみなさんのご理解とご協力をお願いします。

法務省入国管理局

2007 不法就労外国人対策キャンペーン

入国管理局 http://www.immi-moj.go.jp/　法務省 http://www.moj.go.jp/

外国人の「不法就労防止」に御協力ください

御存知ですか？

不法就労する外国人の存在は、労働面だけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしています。また、不法就労している外国人自身も、搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど様々な被害を受けることがあります。私たちがよりよい国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすようこころがけることが大切です。

不法就労活動とは

不法滞在者（不法入国者、不法残留者等）が働くことは、不法就労活動になります。また、働くことが認められていない在留資格（「短期滞在」、「留学」、「就学」等）で在留する人や、働くことが認められている在留資格で在留する人でも認められている範囲を超えて働く場合特別な許可を受けないで働くことは、不法就労活動になります（入国管理局から資格外活動の許可を受けて当該許可の範囲内で行う活動は、不法就労活動にはなりません。）。

不法残留者数

不法滞在者の圧倒的多数は、在留期間を超えて日本に滞在する人たちです。こうした不法残留外国人の数は、平成19年1月1日現在約17万人となっており、その大部分が不法就労していると見られます。法務省入国管理局では、平成18年に不法滞在者など約5万6千人に退去強制手続を執っており、このうち約4万6千人が不法就労に従事していました。

働くことが認められていない外国人を雇った事業主や不法入国を援助した人等に対して、次のような**罰則の適用**があります。

- 働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業としてあっせんした人等（不法就労助長罪） ▶▶▶ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
- 営利目的で集団密航者を入国・上陸させたり、上陸後の集団密航者を輸送したり、かくまった人等 ▶▶▶ **1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金**
- 入管当局によって連れていかれることを免れさせる目的で、不法入国者・不法上陸者を援助したりかくまった人等 ▶▶▶ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
- 営利目的で他人の不法入国等の援助をするために、偽りその他不正の行為により旅券等の交付を受けた者、又は、同じ目的で偽変造旅券等を所持し、提供し、若しくは収受した者 ▶▶▶ **5年以下の懲役及び500万円以下の罰金**

■就労が認められていない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、短期大学等の学生
就学	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	研修生
家族滞在	就労が認められる在留資格で在留する外国人等が扶養する配偶者・子

※資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができます。

■就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人 ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者 特定研究活動者等、同活動者等が扶養する配偶者・子

■身分・地位に基づく在留活動が認められるもの（活動に制限がないので就労も可能）

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の連れ子等

※「特別永住者」も活動に制限がありません。

■就労が認められる在留資格（活動が特定される）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府もしくは、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、フォトグラファー
投資・経営	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者
教育	高等学校・中学校等の語学教師等
技術	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	通訳、デザイナー、企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等

在留資格の確認を

外国人の雇用に当たっては必ずパスポート・外国人登録証明書等を見て在留資格の確認を！
「短期滞在」等働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用することはできません！

1. 2007年3月1日に
2. 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
3. 在留期間90日を許可され
4. 成田空港第2旅客ターミナルから上陸したことを意味しています。

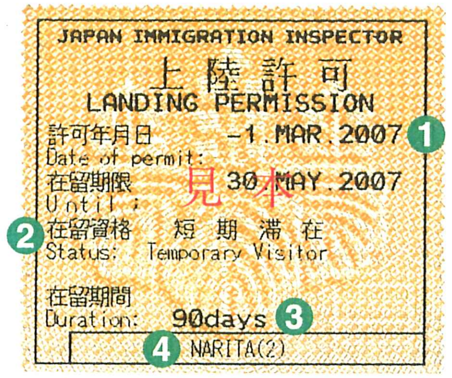

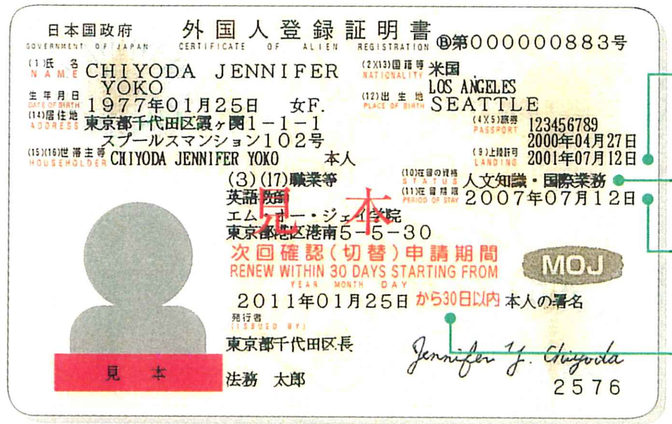

※ 平成17年6月1日以降交付分から新デザインへ順次変更されています。

外国人登録証明書

■**上陸許可年月日**
日本の空港や海港で上陸許可の証印を受けた日が記載されます。

■**在留の資格**
出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる入国・在留の許可を受けているのかを表しています。

■**在留期限**
日本国内に在留することのできる期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続き残留している場合は「不法残留」となります。

■**次回確認（切替）申請期間**
この登録証明書の切替を行うための申請期日のことです。これは、在留することができる期限（在留期限）を意味するものではありません。

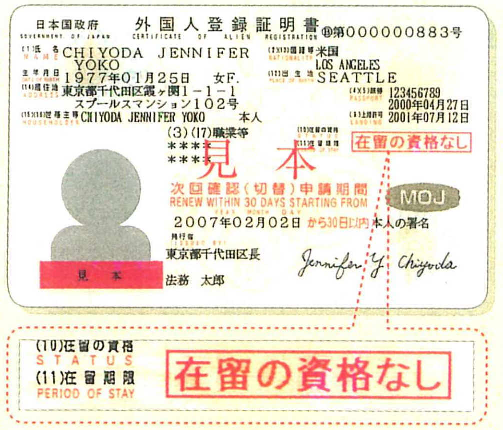

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」
就労活動は禁止

one point
ワンポイント解説

外国人登録証明書に表示された「在留の資格なし」とは？

既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している**不法残留者**、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した**不法入国者**など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なし

と記載されます（左の図を参照）。

在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる就労活動に従事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続を受ける必要があります。